横須賀美術館評価委員会の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀美術館評価委員会(以下「委員会」という。)の会議 の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

- 第2条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とし、椅子席のみとする。
- 2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。 (傍聴章)
- 第3条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章(別記様式)の交付を受け、これ を常時見えるところに着用しなければならない。
- 2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を 返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

- 第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 委員会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
 - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - (4)帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
 - (7) コンピュータは使用しないこと。
 - (8) むやみに席を離れないこと。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになる ような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令 に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成21年6月25日から施行する。

(別記様式)

No.

横須賀美術館評価委員会

傍

聴

章

(お帰りの際は事務局へお返しください。)